

令和２年第２回平取町議会定例会 （開 会 午前９時３０分）

議長

皆さんおはようございます。ただいまより令和２年第２回平取町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は１１名で会議は成立いたします。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第１２２条の規定によって、１番金谷議員と２番高山議員を指名いたします。

日程第２、会期の決定を議題とします。このことについては、２月２６日に議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。６番櫻井議員。

６番
櫻井議員

本日招集されました令和２年第２回町議会定例会の議会運営等につきまして、本日開催いたしました議会運営委員会において協議をし、会期につきましては、３月２日から１３日までの１２日間とすることで意見の一致を見ておりますので、議長よりお諮り願いたいと思います。

議長

お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日３月２日から３月１３日までの１２日間とすることに異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って会期は本日から３月１３日までの１２日間と決定いたしました。

日程第３、諸般の報告を行います。監査委員より令和元年１２月分、令和２年１月分の出納検査の結果報告があり、その写しをお手元に配布しておきましたのでご了承願います。次に日高西部消防組合議会、平取町外２町衛生施設組合議会、胆振東部日高西部衛生組合議会に関する報告がありましたので、合わせてその写しをお手元に配布しておきましたのでご了承いただきたいと思います。次に郵送による陳情、閉会中の諸事業について配付資料のとおりご報告いたします。以上で諸般の報告を終了します。

日程第４、行政報告を行います。１、新型コロナウイルス感染症対策について町長より報告願います。町長。

町長

１、新型コロナウイルス対策についてご報告を申し上げます。このことについては各議員の皆様には、報道等で既にご承知のとおりでございますけれども、新型コロナウイルス感染が中国の武漢に端を発し、現在では日本はもとより、全世界に感染が拡大しております。国内では北海道が感染率が高く、日高管内においても新ひだか町で２名の感染が確認されたところであります。このような状況を踏まえながら、当町といたしましては２月２６日に平取町新型コロナウイルス感染対策本部を設置したところでございます。引き続き２月２８日の

2 回目の本部会議を踏まえて、国や道の感染症対策の動向や感染拡大の状況を踏まえ迅速な対応を図るために、緊急のまちだよりを発行いたしまして、感染予防、医療機関体制、教育機関体制、会議並びにイベントの中止情報等を周知したところでございます。なお北海道ではご承知のとおり 2 月 28 日夕方、緊急事態宣言を発表し、道民に週末の外出自粛要請がなされたところでございますけれども、新型コロナウイルス感染症につきましては今なお拡大をしております、感染力が非常に強いことから、できるだけ人の集まる場所は極力避けることが極めて重要とされております。今後とも国・道など関係機関の要請等を見定めながら、事態の進行や対応に変更が生じた場合については、迅速な対応と必要な情報についてはまちだよりを通じながら情報提供してまいりますのでご理解とご協力をお願い申し上げ、簡単ではございますけれども行政報告といたします。

議長

次に 2 番目といたしまして平取町教育行政に関する報告について、教育長に報告をお願いいたします。教育長。

教育長

それでは令和元年 12 月定例議会以降における諸般の教育行政につきましてご報告いたします。1 点目につきましては体罰に関する実態把握調査結果についてであります。これまで全国また北海道内におきまして数多くの体罰としての認知事案が発生しており、体罰防止に向けた取り組みを推進しているにもかかわらず、依然としてなくなることは大変憂慮される状況と言えます。北海道教育委員会は本年度におきましても、体罰事故実態把握と事故防止の周知徹底を図ることを目的として、教職員、児童生徒、保護者に対しての調査を実施したものとなっております。平取町分にかかる調査につきましては昨年 12 月の終業式までに、小中学校 7 校の教員、児童生徒並びに保護者に対するアンケート調査票の配布、回収を行い、回答内容の点検確認作業を終えたところであります。回答状況に置しましてはすべての教員 73 名についてはいずれも体罰行為はないとするものでありました。また保護者及び児童生徒からの回答につきまして、生徒自身、体罰を受けたことがあるか、また他の児童生徒が体罰と思われる行為を受けてるの見たことがある、聞いたことがあるかとする問題に対して、小学生、中学生ともにないとする結果でありました。今後とも町内各学校においては体罰の未然防止に向け、いかなる場合においても体罰は許されないとする共通認識を教職員間で語ることの徹底に努めてまいります。次に 2 点目のいじめ問題に関する児童生徒の実態把握調査結果についてであります。北海道教育委員会が年 2 回行っております調査の中で、直近のものとして、昨年 11 月におけるアンケート調査の結果となりますけれども、町内小中学校児童生徒 358 名の回答状況となっております。まず今年の 4 月から嫌な思いをしたことがあるかとの問いに対しあると答えた者は 47 件であり、内訳としては小学校が 39 件、中学校が 8 件であり、内容としては複数回答を含め、冷や

かし、からかい、悪口が25件、仲間外れ・無視が12件、軽くぶつ・遊ぶふりであたたくが11件、酷くぶつ・たたく・蹴るが11件、お金や持ち物を隠すいたづらが3件、その他が8件となっております。前年度調査におきましては嫌な思いをしたことがあるかの設問に対し62件でありましたので、数字上としましては15件の減となっております。これをもとに学校として、関係する児童生徒への聞き取り、また指導等を的確に行っているところであり、現在学校自体でいじめと認知する事案は小中学校ともにないものとなっております。教育委員会としましては、いじめは絶対に許されない行為であるということを児童生徒に指導していくよう各学校長に指示しているとともに、保護者とも連絡をとりながら、いじめ防止に向けた取り組みを進めてまいります。次に3点目の令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査についてであります。資料1になります。本調査については児童生徒の体力から生活習慣、食生活、運動習慣の状況を把握し、体育健康に関する改善と指導を図るものとなっております、平取町としましては小学校5校の5年生37名、中学校2校の2年生35名、合計72名を対象として実施しております。調査内容につきましては体格調査と実技調査及びアンケート調査となっております、実技調査については小中学校ともに、握力、反復横飛び、50メートル走、ボール投げ、20メートルシャトルランなどの8種目となっております。またアンケート調査につきましては運動習慣等に関するものとなっております。まず小学生の調査結果となりますけれども、最初に体格にありましては身長では男子が平均で140.45センチと全国より1.5センチほど高く、女子も平均で142センチ、全国よりも2センチほど高い状況であります。体重は男子で平均38.28キロ、全国より4キロほど重い状況であり、肥満度では普通が83.3%、中等度肥満が16.7%となっております。また女子では平均で38.12キロ、全国より4キロほど重く、肥満度では普通が84.2%、軽度肥満が5.3%、中等度肥満が10.5%となっております。次に体力運動能力面では男子児童においてはソフトボール投げで全国を上回り、20メートルシャトルラン、50メートル走、長座体前屈、柔軟ですけれども、全国を大きく下回っているというような状況となっております。また握力、上体起こし、反復横跳び、立幅飛びではほぼ全国平均となっております。女子児童につきましては、握力、ソフトボール投げで全国を大きく上回り、反復横飛び、20メートルシャトルラン、50メートル走、立ち幅跳びで全国を大きく下回っているという状況です。上体起こし、長座体前屈では全国とほぼ同様となっております。体力合計点では男女とも全国平均から1から2ポイント下回る結果となっております。次に運動習慣等の調査結果ですけれども、男子も女子も運動することが好きで、体育の授業は楽しいとする回答が全国・全道平均を上回る状況となっております。あなたにとって運動やスポーツは大切なものですかとの問いに、大切、やや大切と答えた児童は、男子で100%、女子では89.5%となっております。続いて中学生における調査結果でありますけれども、体格では男子が平均で身長163.02センチ

チ、全国平均を3センチ上回り、女子は155.43センチ、全国を1センチほど上回っております。体重では男子が55.18キロ、全国平均を6キロほど上回って、女子では45.99キロで全国平均を1キロほど下回っております。次に体力・運動能力の面では男子生徒においては握力、長座体前屈、持久走、立ち幅跳び、ハンドボール投げにおいて、全国平均を上回り、シャトルラン、50メートル走、反復横跳びなどが走力が下回っている状況であります。女子生徒におきましては上体起こし、持久走、ハンドボール投げで全国平均を上回り、握力、立ち幅跳びがほぼ同様、それ以外は全国平均を下回る結果となっております。次に中学生における運動習慣等の調査結果につきましては運動が好きですかの問いには、男子は76.4%が好きと回答しており、女子では77.7%が運動が好きと回答しております。また運動やスポーツは大切なものですかの問いには、男子は94.1%、女子は77.8%が大切と答えております。以上、調査結果の概要について説明しましたがけれども、教育委員会としましては本結果を踏まえた上で、児童生徒の望ましい生活習慣の確立並びに体力向上への取り組み、各学校が主体性を持って実施しその環境づくりに努めてまいります。続いて4点目の令和元年度平取町教育奨励表彰被表彰者の決定及び授与式の実施についてご報告申し上げます。資料2になります。本年度における教育奨励表彰につきましては、1月30日開催の教育委員会議において被表彰者の決定をし、去る2月25日に表彰授与式を実施したところであります。被表彰者につきましては社会教育奨励1団体、スポーツ奨励が3個人2団体となっております。被表彰者にかかる実績内容等については、別紙に記載となっておりますので説明は省略させていただきます。最後に5点目の公営塾びらとり義経塾実施状況報告であります。資料3になります。平成30年から通年開校となり今年度は2年目となっております。2月1日現在の数字でありますけれども、受講者数は中・高校生115名、内訳は平取中学校生徒72名、振内中学校生徒11名、平取高校生32名となっており、対象生徒187名に対し61.5%の受講率となっております。中学生については週2コマ、高校生については制限なしということで受講できるものとして実施しております。生徒及び保護者の評価としましては個別指導のためわかりやすいこと、聞きやすく、講師についても親身で親しみやすく塾に来やすいとの声が多く聞かれたところでございます。なお、今年度の高校出願状況で19名が平取高校に出願しており、残念ながら20名を切った状況でございます。町内中学生の割合についても18名ということで、進学率、町内からの進学率が45%となり、50%を切ったかたちとなっております。平取高校への進学率アップという意味では残念な数字となっております。今後も平取町の子どもたち、それぞれの夢の実現に向けて、町として学習支援をしてまいりますのでご理解をお願いいたします。なおレジュメには載っておりませんが、新型コロナウイルス感染症の北海道内における感染拡大に伴う対応策としまして、北海道知事及び北海道教育委員会教育長の要請による道内公立小中学校の臨時休業につつまし

て、平取町も2月27日から3月4日までの7日間、全小中学校臨時休業としております。ただし中学校3年生につきましては、3月4日に高校入試がありますので、3月3日から補修授業などを実施することで登校可能としております。また今日、配りました資料になりますけれども、安倍総理大臣、また鈴木知事からの要請によりまして急遽対応するというところで、文章を保護者の方に回すようなかたちで現在考えてるところでございます。本日16時から町内の校長会を行いまして、正式に学校の方には通知をするということでございますけれども、内容としましては令和2年3月6日から23日まで、引き続き全小中学校を臨時休業とします。中学校第3学年のみ、公立高等学校受験の準備等ありますので、3月3日明日ですけれども、2時間程度の臨時登校とするというふうに決めております。また3月5日は全校の全学年に2時間以内の登校、臨時登校とし、学校においてある教科書等の受け取り、また休業期間の家庭学習の受け渡し等行うということで臨時の登校日としております。また令和2年3月24日は全小中学校、2時限以内の臨時登校日とするということで、この日につきましては全学校とも修了式を予定しておりましたので、その日は臨時登校ということで考えているところでございます。時間は2時間以内というかたちで考えております。また臨時登校日につきましては強制ではなく体調に合わせて判断をし、登校される場合は、手洗い、うがい、マスクの着用などについて予防を徹底してくださいということで、全保護者へ通知をすることとなっております。以上、昨年12月の議会定例会からこれまでの主な教育行政にかかる報告とさせていただきます。

議長

以上で行政報告を終了します。

日程第5、議案第1号平取町児童遊園地設置条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉
課長

それでは議案第1号平取町児童遊園地設置条例の制定についてご説明申し上げますので議案書1ページをお開きください。平取町児童遊園地設置条例について、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。次のページをごらんください。平取町児童遊園地設置条例を次のとおり制定しようとするものでありまして、地方自治法第244条の2の規定に基づき、本条例を提案するものであります。それでは本条例の内容についてご説明いたします。第1条、第2条では本条例の制定趣旨及び設置目的を定め、第3条で平取町内における児童遊園地の名称及び位置などを規定し、第4条にて児童遊園地内における損傷または汚損などの禁止行為を明記するほか、第5条において本条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定めることを規定するものであります。なお附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。以上、議案第1号平取町児童遊園地設置条例の制定についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第5、議案第1号平取町児童遊園地設置条例の制定については原案のとおり可決しました。

日程第6、議案第2号平取町附属機関の設置に関する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第2号平取町附属機関の設置に関する条例の制定について、説明をいたしますので、議案の3ページをお開きください。平取町附属機関の設置に関する条例を次のように制定する。4ページをお開きください。本条例の制定の趣旨は、平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法の改正が行われ、改正内容としては①特別職非常勤職員の任用要件の厳格化②臨時的任用職員の任用要件の厳格化、そして③会計年度任用職員制度の新設となっております。そのうちの①特別職非常勤職員の任用要件の厳格化により、次のとおり条例を定めることとなりました。この条例につきましては、第1条の趣旨で掲げていますが、地方自治法の第138条の4第3項は、「委員会・委員及び附属機関の設置」となっており、地方公共団体が審査会、審議会、調査会、その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができるとしており、法令や条例で定められていない非常勤職員を地公法第3条第3項第2号、3号の特別職非常勤とするためには、地方公共団体においては条例で定める必要があることから、町では規則、要綱、規程等で設置している委員会等を附属機関の設置として、ひとまとめにして条例で定めるものです。本来は、それぞれ個々に条例を定めることが望ましいところですが、この条例を制定し、必要な事項は別途執行機関が定めるものとし、現在の規則、規程、要綱等を生かすこととしています。第1条は附属機関の設置に関し、必要な事項を定めることとしています。第2条は、附属機関の設置ということで、5ページ、6ページの掲げている附属機関を設置することとしております。第2項については、緊急又は臨時に設置する場合の規定です。第3条の所掌事務については、別表の所掌事務に掲げるものとなっておりますが、現在、それぞれの規則、規程、要綱により掲げているものでございます。第4条の部会等については、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるために必要があると認めるときは部会を置くことができるとしています。第5条の委任については、組織及び運営その他附属機関に関し必要な事項は執行機関が定めることとしています。付則としてこの条例は、令和2年4月1日から施行することとしています。以上を持ちまして、議案第2号平

取町附属機関の設置に関する条例の制定について説明いたしましたので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。9番鈴木議員。

9番
鈴木議員

9番鈴木です。今説明を受けたわけであります。そういうことで附属機関についてはこれまでも、実際にあったものが大半かなというふうには思っておりますけれども、今課長の説明の中でもそれぞれの期間について条例で、個別に定めていくのが本来だというような発言があったと思います。私も実はそう思っておりました。そういうことで、なぜかといいますと結局こういうかたちで附属機関と所掌事務だけが条例でうたわれても、この5条に書いてあることですけど附属機関の組織及びその運営については執行機関が定めるということで、実は議会とも深い関係のあるものもこの中に含まれております。しかしながら運営それから組織ということについてはどこにもうたわれていない、今まで。ですから今回こういうかたちで附属機関を正式に条例にうたうというのであれば、やはりその定められた運営の仕方、それから組織というのはどういう方々によって構成されるのかということも含めて、今までも既にそれぞれの執行機関の中では定めがあるというふうに思っておりますけれども、やはりこの附属機関の条例とともに、やっぱりそこまで条例の中でしっかりうたっていくということが確実に期間が必要に応じて機能するというかたちになるのかなというふうに思いますので、そういうところまでこの条例にうたうべきではないのかということを思っております。そのことについて対応を伺いたいというふうに思います。

議長

総務課長。

総務課長

先ほどの鈴木議員の質問にお答えしたいと思いますけれども、先ほど説明したとおり今回、色々洗い出しをして要綱規則等に定められているけれども今回、地方自治法の改正によって条例を定めるということになりましたけれども、今回こういうかたちで1段階としてこういう条例でそれぞれの期間があるということは確認されたということや、あるいはうちの例規類集などについては基本的にほとんどの要綱規則などもすべて載せるということで本来は条例が正しいのかもしれませんけれども、それぞれどこにでも見られる状況になっているということも含めて、今回は附属機関に設置する条例でひとまとめにして、制定をしていきたいという考えですのでご理解をお願いしたいと思います。

議長

9番鈴木議員。

9番

今の答弁では例規類集の中にうたってあるよと、そういうものも多分あるんだ

鈴木議員

ろうと思うんです。ただ私先ほど議会と非常に関係する深いそういった委員会について、はっきり申し上げると6ページ出ております国民健康保険病院運営委員会ですけれども、これについてやっぱり年度によっては、1回も開かれない年度もこれまでやっぱりあります。今年度についても今のところまだ開かれるという予定そのものも聞いておりません。そういうことですね、どういうその運営に当たっての規則がどうなっているのかっていうことも我々は機関の方で決めてあるというだけでは、我々の方にはいっさい伝わってこないということがあるということがあります。そして本当にうたっていないのかなということと改めてこの条例の提案に当たって、病院の関係の条例、全部見てみましたけれど、やっぱり病院運営委員会なんてことについては、一言半句たりとも何も出てないんですよ。だから今課長おっしゃったような見ればちゃんとどこかに出てますよってことにはなっていないということがあるんで、あえてそういうことも含めて、きちんと明示すべきでないのかということをお願いしているということですんで、改めて出す時期が今回は今回ということの、今説明がありましたのでそれは理解します。ただ改めて次の6月議会とかそういうときまでに十分検討されて、出すべきものは出すということですね、やっていただきたいと思いますがいかがですか。

議長

副町長。

副町長

お答え申し上げます。総務課長の答弁にもございましたけれども、本来、今回の上程した条例にかかる附属機関につきましては、やはり今まで要綱というようなかたちでの運用が主だったというところでありますけれども、ものによってと言いますか、いろいろ審議する内容によっては条例化も必要な場合もあるかなというところございまして、本来こういったものは基本、議決をいただいて条例化すべきというのが本筋ではあろうというふうに考えてございますので、いかに町民、議会をはじめとした町民の皆さんにこういう附属機関があるんだというようなことを周知する方法と合わせて、条例化等についてぜひ検討させていただきたいというふうに思ってます。

議長

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと。質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第6、議案第2号平取町附属機関の設置に関する条

例の制定については原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第3号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第3号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明をいたしますので、議案の7ページをお開きください。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次ぎのように制定する。地方公務員法及び地方自治法改正に伴う会計年度任用職員及び任期付職員に関する条例の制定につきましては、12月の定例議会で原案可決をいただきましたが、制度導入に向けて関係条例の改正があることは説明のなかで触れておりましたが、この度は、法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例ということで、現在制定されている12の条例について、それぞれ一部改正を行うものです。8ページをお開きください。第1条の平取町職員定数条例の一部改正から15ページの第12条職員の服務の宣誓に関する条例まで、12の条例を改正するものです。新旧対象表で説明をしますので、16ページをお開きください。アンダーラインが修正箇所ですが、第1条平取町職員定数条例の一部改正ですが、「臨時的に雇用される者」を「臨時的に任用される職員（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。）」に改めることとしています。今回の法改正では、任用根拠の明確化をすることとしており、地公法の改正法の22条の3に該当する臨時的任用職員を指すものです。定数については、定数条例の第2条第1号にある町長の事務部局の職員については現在108人となっていますが、今回の取り扱いで、準職員の職員が任期付職員となり、その任期付職員については、定数内という取り扱いとなることから現在の108人に任期付職員13人を加算し121人とするものです。17ページをご覧ください。第2条となります、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正については、条件付き採用を規定する地方公務員法の改正にともない、地公法第22条第1項から第7項が削除されたことに伴い「第22条第1項」を「第22条」とすることと、条件付採用の「付」の部分の文言修正となっています。18ページをお開きください。第3条となります、平取町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正ですが、報告対象に地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務職員とフルタイム会計年度任用職員を追加する条文となっています。19ページをご覧ください。第4条となります職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正ですが、心身の故障による休職の効果は常勤の職員は「3年を超えない範囲内」となっていますが、会計年度任用職員については、任期の範囲内とする条文を追加するものです。任期内とは最大1年ということになります。20ページをお開きください。第5条となりますが、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正ですが、会計年度任用

職員の給料を減給する際の額の根拠について、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例によることを条文に追加するものです。21ページをご覧ください。第6条になりますが、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正ですが、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等について規則で定める旨の条文を追加するものです。22ページをお開きください。第7条となりますが、職員の育児休業等に関する条例の一部改正ですが、この22ページから28ページまでにわたりますが、題名を「平取町職員の育児休業等に関する条例」に改めることと、この条例に関しては、会計年度任用制度及び任期付職員を雇用するにあたっての改正箇所は改正案では22ページの第1条の目的、25ページからの第7条育児休業をしている職員の期末手当等の支給、26ページ第8条の育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整、27ページの第20条の部分休業をしている職員の給与の取り扱いとなっており、これ以外の多くを占める改正条文については、今回の改正に合わせて、地方公務員法の育児休業に関する法律と照らして条例で定めなければならない必要な部分を加筆し、現行法に併せることにいたしました。内容としては、現行の「地方公務員の育児休業等に関する法律」では、職員については当該子が三歳に達する日まで育児休業をすることができるとし、非常勤職員の育児休業については、当該子の養育の事情を考慮し1歳に達する日から1歳6カ月間に達する日までの間で条例で定める日、また、「特に必要と認められる場合は条例で定める場合に該当するときは2歳に達する日」となっており、今回、これらについて、非常勤職員の育児休業関係や、取得期間の延長、再度の取得の特例などが主な内容となっていますので個々の条文の説明については省略させていただきます。29ページをお開きください。第8条になりますが、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正ですが、地公法3条3項の2項、3項、特別職非常勤職員とする職については、法令または条例により定められている必要があることから、この条例のこれまでの表に更に審議会、委員会を追加し報酬等を定めています。32ページをお開きください。第9条になりますが、職員の給与に関する条例の改正については、第1条、第4条の2、第19条については表現の改正と33ページになりますが、第21条として、会計年度任用職員の給与については、条例を別に定める条文を追加するものです。34ページをお開きください。第10条になりますが、平取町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正ですが、第1条の条例の目的の中で、職員の給与に関する条例のほかに、会計年度任用職員の条例に基づき、必要なことを定めることとしています。35ページをご覧ください。第11条になりますが、職員の旅費に関する条例の一部改正ですが、非常勤職員のうち短時間勤務の職を占める職員、フルタイム会計年度任用職員には、旅費を支給するための改正となっています。36ページをお開きください。第12条になりますが、職員の服務の先制に関する条例の一部改正ですが、第2条に2項を追加するものですが、第1項では「新たな職員になったものは任命権者の定める者の面前において宣

誓書に署名することとなっていますが、会計年度任用職員は1会計年度ごとに宣誓書を書くことになることから書面に署名したものを提出するなど別に定めることとしています。15ページにお戻りください。附則としてこの条例は令和2年4月1日から施行することとしています。以上説明書終了いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第7、議案第3号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第4号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第4号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、説明をいたしますので、議案の37ページをお開きください。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものでございます。39ページの新旧対照表により説明をいたします。右側の現行では管理職手当の支給職員について同条例第17条第3項の規定で、管理職手当が支給されている職員については「夜間勤務手当は支給しない」とされていますが、この条例の第13条では夜間勤務手当に関する条文ですが、その中で「正規の勤務時間」として夜間に勤務した場合は夜間勤務手当を支給するとなっており、管理職であっても「正規の勤務時間」として勤務した場合は当然支給しなければならないことから、今回改正し、左側に改正案がありますが、午後10時から午前5時までに実際に夜間勤務がある医療職については、夜間勤務手当を支給することができるとしています。38ページの付則としてこの条例は、令和2年4月1日から施行することとしています。以上を持ちまして、議案第4号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第8、議案第4号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第5号平取町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第5号平取町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたしますので、議案の40ページをお開きください。平取町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。新旧対照表で説明をいたしますので、42ページの新旧対照表をお開きください。条例第7条の放射線技師の自宅待機を1待機1,200円から3,500円に引き上げるものです。改正理由は、同条例の中の待機手当について、労働基準法に照らし合わせると、自宅待機を命じた場合には、宿・日直の許可基準並みの手当を支給しなければならないため、また、現行の手当額では行政通達或いは、労働基準法で求めるところの手当額とあまりにも格差がありすぎるので改正するものです。3,500円の積算基準については、宿・日直の許可基準の1日の平均賃金の3分の1を上限とし、月額25万円を基に算出したものです。41ページをご覧ください。附則としてこの条例は令和2年4月1日から施行することとしています。以上説明書終了いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。9番鈴木委員。

9番
鈴木議員

9番鈴木です。今の改正理由ということが述べられました。宿日直の許可基準、それに待機も準ずるということが、どこかに通達か何かの中にきちんとうたわれているという前提だということでお話があったと思います。そことですね、伺いたいと思うんですけれども、今の待機については、町立病院については夜間救急ということを含めて365日、或いは6日というとにかく1日も休みなくやるということになっておりまして、そしてそのことに対する国の交付税措置といいますか、そういうこともされている状況の中にあります。そういうことから考えて今放射線技師、病院に勤務するということであっているわけですが、その方は1名かなと、私の中では1名というふうに理解しているんですけれども、1名でもって365日自宅でこの待機ということをしてというのが勤務の実態なのかどうなのか、そのことをまず伺いたいというふうに思います。

議長

病院事務長。

病 院 事 務 長	放射線技師は今1名しかおりません。それで平日についてはうちの放射線技師が待機を行ってるんですけども、週末金曜の夜から日曜日の夕方にかけて月3回程度、外部の技師さんをお願いして待機をしていただいている状況です。
議長	9番鈴木議員。
9 番 鈴木議員	以前の状況考えますのは、その週3回ぐらいのということではないかたちで、もう少し病院担当職員、当該職員の負担がもっと緩和されるようなかたちでされていたのではないのかなというふうに思うわけでありましてけれども、やっぱり待機ということ自体も多分、本人にしてみれば非常にその精神的あるいは肉体的に、かなり大きな負担があるものだということは自分からも考えております。そういった意味でそれ相応のかたちのものが支給されるということについて異論があるわけでありませぬけれども、ただ今そういうかたちで週3回3日ほど、週末の3日ほどってというようなことでお話あったかと思うんですけど、そういうかたちでの体制だけで、これからもいくことがその職員の勤務体制にとって、非常に負担にならないのかということをやっぱり思うところであります。そういうことからいくと根本的にはその通達からいって3500円に上げなければならないということはあるかもしれませんが、その勤務体制についてきちんともう1回、本来あるべき姿をちゃんとやるべきでないのかなということについても思うところでありますけれども、その辺についての検討というのはいかがですか。
議長	病院事務長。
病 院 事 務 長	今1名しかいないのでどうしても厳しい勤務体制になっております。今後、どういうふうな体制をとるかについては検討しているような状況になっていきます。
議長	9番鈴木議員。
9 番 鈴木議員	もう一つ聞いておきたいことがあるなというように思っておりました。今最初に総務課長のほうから説明があったとおりでは、宿日直手当の許可基準というようなことからというお話でありました。そこで確認なんですけれども、これはそうなりますと別に平取町の病院だけの対応ということではないということになるのかなと思います。そういった意味で、今回のこうした改正、金額的なことも含めてこれは例えば、日高管内各町が病院でその待機についての手当てということについては、一律やはりこういうかたちで改正が行われるということなのかどうなのかということについて、確認させていただきたいと思います。

議長	総務課長。
総務課長	この度の改正につきましては管内各町のそういう、それぞれ管内各町によっても体制というのは違うかと思えますけども、今回については一律各町それぞれ合わせてということではなくて、うちの町について1200円から3500円に引き上げるというかたちにしております。
議長	よろしいですか。ほかに。1番金谷議員。
1番 金谷議員	1番金谷です。今、基本的に、これから国保病院が救急認定告示を受けて町民が安心して受け入れ態勢を万全にしていってというふうなもとで、やはりこういうふうなかたち中で特殊勤務手当を上げるのはいいんですけども、今現在、働き方改革の中で、これが果たして労働基準法に通るのか、そしてまた本人もやはりかなりの負担だというふうに私は思います。私も現在、今までやっておりますけども15日間のやはり待機というのは、24時間というかたち中でやるということになると非常に負担は大きいと思います。今いる技師についてはまだ若いですからその辺については体力的なこともありますけども、いろんなかたち中で拘束されるということについては精神的にかなり苦痛があるんじゃないかというふうに思っておりますので、いろんなかたちの中で積算しながら、今後どういうふうなかたち中でやっていくかということを考えながら、もう1名をやはりこういうふうなかたち中で特殊勤務手当を上げていくのであれば、やはりそれなりのかたちの中で、やはり1人の定員を増員して安心してかかれる体制づくりをしていただけたらありがたいなというふうに思いますので、それについてできるだけ早く、そういうふうなかたちの中で進んでもらいたいなというふうな私の願いでございます。それについてちょっと事務長の方から答弁お願いいたします。
議長	町長。
町長	それでは私の方からお答え申し上げます。今ご指摘の通り、やはり働き方改革という中で、やはり相当この待機というのは苦痛に感じるものでございますし拘束されるということは大変なことでございますので、新しい年に入りまして、そういう体制どうすべきか、本来はやはり2名で、2名体制が1番よろしいと思いますけども、仕事の配分だとかそういった調整を、十分、内部でも調整しながら、そういったことが調整できれば、そういった2名体制ということが1番望ましいでありますし、また休暇もなかなか取れないというような状況もございまして、前向きに検討させていただきたいというふうに思っております。
議長	ほかに質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

なければ質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第9、議案第5号平取町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第10、議案第6号平取町火葬場設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

議案第6号平取町火葬場設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。43ページをごらんください。本条例の改正につきましては、施設の維持管理費用が増加していることから、使用料金の改定を行おうとするものであります。新旧対照表によりご説明いたします。45ページをごらんください。右側が現行、左側が改正案であります。別表中15歳以上のもの使用料、町民が8000円を1万円に、町民以外1万4千円を1万8千円に改めます。15歳未満の者使用料、町民を4500円を6000円に、町民以外8400円を1万1千円に改めます。死産児、胞衣の使用料、町民が3000円を4000円に、町民以外が5600円を7000円に改めます。平取町火葬場設置条例の一部を改正する条例で附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものであります。以上ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第10、議案第6号平取町火葬場設置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第11、議案第7号平取町ふれあいセンターびらとり設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

議案第7号平取町ふれあいセンターびらとり設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。46ページをごらんください。本条例の改正に

つきましては、施設の維持管理費用が増加していることから使用料金の改定を行おうとするものであります。新旧対照表によりご説明いたします。４９ページをごらんください。右側が現行、左側が改正案であります。別表１中、オールシーズンパークの使用料２６００円を３１００円に改めます。多目的集会室Ａ、多目的集会室Ｂ、視聴覚ホール使用料、２０００円を２２００円に改めます。小会議室使用料１３００円を１５００円に改めます。集会室（和室）、その他の室（一室につき）使用料７００円を８００円に改めます。別表１の３、栄養実習室を利用してガス水道を使用する場合は１日につき１７７０円を加算するを、栄養実習室を利用して調理をする場合は１日につき１０００円を加算するに改めます。現状、主として配置されている調理器具に合わせた改正で、ガスの利用頻度が少ないことから使用料を減額するものであります。平取町ふれあいセンターびらとり設置条例の一部を改正する条例で附則といたしまして、この条例は令和２年４月１日から施行するものであります。以上、ご説明申し上げましたので審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って日程第１１、議案第７号平取町ふれあいセンターびらとり設置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第１２、議案第８号平取町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉
課長

議案第８号平取町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げますので、議案書の５０ページをお開きください。平取町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第９６条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。次のページをごらんください。平取町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を次のとおり改正しようとするものであります。それでは新旧対照表にてご説明いたしますので、議案書５２ページをお開きください。初めに、この新旧対照表の右側が現行の条文で左側が改正案の条文となっておりまして、今回下線の箇所を改正するものであります。第１条中において現行の条文、社会福祉事業法第５６条第１項を社会福祉法第５８条第１項に改めるものであります。これは昭和２６年に制定されました社会福祉事業法は制定以来、大きな改正が行われていない社会福祉事業及び社会福祉法人制度などの共通基盤制度について、今後、

増大多様化することが見込まれることや介護保険制度の円滑な実施を図るため、平成12年に社会福祉事業法から社会福祉法の方に法の名前が改正されたことに伴う文言の整理であります。なお附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。以上、議案第8号平取町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げましたのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第12、議案第8号平取町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第13、議案第9号平取町豊糠体験宿泊施設、とよぬか山荘設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長

議案第9号平取町豊糠体験宿泊施設、とよぬか山荘設置条例の一部改正についてご説明を申し上げますので、議案書の53ページをごらんください。平取町豊糠体験宿泊施設、とよぬか山荘設置条例の一部を次のとおり改正しようとするものです。説明申し上げますので議案55ページの新旧対照表をごらん願います。条例内の別表第1の1宿泊料等の宿泊室の食事別1泊1人当たりの金額を3000円以下から4500円以下に改正しようとするものです。内容についてご説明申し上げます。平成30年度からの継続課題として令和元年度においても、行財政改革推進本部会議にて協議されてまいりました使用料手数料の改定にかかわり、当課が所管する各種使用料手数料の改定について検討してまいりました。具体的には行政改革推進係から示された使用料手数料の設定に関する基本的な考え方に従い、みなし手数料を算定し受益者負担の妥当性について検討してまいりました。結果としてとよぬか山荘の宿泊使用料は、現行の1.5倍程度の受益者負担が妥当であるという算定結果となりました。要因として平成26年ころからテレビ番組の影響もあり、渡渉がなく天候の影響を比較的受けにくい幌尻岳～新冠ルートにて幌尻岳登山を行う登山者が増え始めたことや、悪天候等の影響で山荘の稼働率が低下し、年度によっては運営が採算割れを起こしている状況にあります。このため幌尻岳～新冠ルートの開閉、天候不順による稼働率低下の影響に対応する使用料とするため、宿泊室使用料の上限額を1500円引き上げて、新旧対照表のとおり条例の一部を改正しよう

とするものです。なお54ページに記載のとおり施行につきましては、令和2年4月1日としております。以上、ご説明申し上げましたのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第13、議案第9号平取町豊糠体験宿泊施設豊糠山荘設置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第14、議案第10号平取町農業研修生住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。産業課長。

産業課長

議案第10号平取町農業研修生住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。56ページをお開き願います。平取町農業研修生住宅管理条例の一部を次のように改正しようとするものでございます。改正する理由につきましては、平成24年制定の平取町農業研修生住宅管理条例は町が進める農業の担い手確保に向けた新規就農者受け入れ事業にかかる農業研修生のための住環境の支援を定めた条例であります。町ではこれまで、紫雲古津、振内両地区に農業研修開始から最長4から5年間の入居が可能な住宅を整備しております。研修住宅退去後の住宅確保につきましては、近年、地域の住宅事情では空いている農家住宅等もなく、新規就農者が国の事業を活用し、農地を取得し転用しなければ住宅を整備することが難しく、そうした場合研修期間から8年が立たないと自己所有地に住宅建設を望むことができない状況となっております。町では就農後、安心して営農に専念できるよう新規就農者向けの住宅を確保する必要があると考え、町が整備し住宅を確保するばかりではなく、民間活力を活用し民間住宅を町が借り上げをし、住宅確保に努めてまいりたいと考えています。57ページをお開き願います。改正する内容は題名を次のように、平取町農業研修生等住宅管理条例に改めます。第1条中、農業研修生の次に、等を加えます。第2条中、農業研修生の次に、及び新規就農者を加え、同条に次の1項加えます。第2項住宅の名称位置は規則で定めます。第3条を次のように削除します。第4条第1項第1号中、農業研修生の次に、またはその研修を終えた新規就農者を加え、同項第3号中、号を1項に改め同条を第3条とします。第5条中、別表のとおりとするを、規則で定めるに改め、同条を第4条とし第6条から第12条までを1条ずつ繰り上げます。第13条第1項中、期間、農業研修期間及び次の農業研修生が入居するまでの期間を日から就農後6

年間に改め、するの次に、ただし入居期間満了後に新たな入居希望者が不在の場合の期間に限り入居を継続することができると加え、同条を第12条とします。第14条を第13条とし、第15条から第23条までを1条ずつ繰り上げます。別表を次のように削除します。附則、この条例は令和2年4月1日から施行するとしています。なお、改正案の新旧対照表につきましては58ページから記載をしております。説明については省略させていただきます。以上、ご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第14、議案第10号平取町農業研修生住宅管理条例の一部を改正する条例については原案のとおり決定可決しました。

日程第15、議案第11号平取町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

議案書62ページをごらん願います。議案第11号平取町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。条例別表において定める道路占用料金を北海道が定める料金と同額に改正するものでございます。以後、新旧対照表で説明いたしますので67ページをごらん願います。右側が現行、左側が改正案でございましてアンダーラインを引いた部分が今回改正の部分になります。記載のとおり料金について上がる部分が18カ所、下がる部分が12カ所、変更なしの同額が2カ所となっております。なお、附則において施行年月日を令和2年4月1日としております。以上、ご説明申し上げますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第15、議案第11号平取町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。休憩いたします。

再開 11 時といたします。

(休憩 午前 10 時 46 分)

(再開 午前 11 時 00 分)

議長

それでは再開いたします。

日程第 16、議案第 12 号平取町準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

議案書 71 ページをごらん願います。議案第 12 号平取町準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。条例別表 1 流水占用料、別表 2 土地占用料、別表 3 土石採取料その他の河川産出物採取料において、定める単価を北海道が定める単価と同額に改正するものでございます。新旧対照表で説明いたしますので 77 ページをごらん願います。右側が現行、左側が改正案になっておりまして、アンダーラインを引いた部分が改正部分になります。77 ページと 78 ページが流水占用料になります。記載のとおり単価が上がる部分が 5 カ所、変更なしの同額が 1 カ所となっております。次に 79 ページから 80 ページが土地占用料になります。記載のとおり、単価が上がる部分が 3 カ所、下がる部分が 2 カ所、変更なしの同額が 6 カ所となっております。最後に 81 ページが土石採取料その他の河川産出物採取料になります。記載のとおり単価が上がる部分が 7 カ所、変更なしの同額が 1 カ所となっております。なお、附則において施行年月日を令和 2 年 4 月 1 日からとしております。以上、ご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしく願います。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第 16、議案第 12 号平取町準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第 17、議案第 13 号平取町普通河川管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

議案書 82 ページをごらん願います。議案第 13 号平取町普通河川管理条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。条例別表 1、流水占用料、別表 2 土地占用料、別表 3 土石採取その他の河川産出物採取料において定める

単価を北海道が定める単価と同額に改定するものでございます。新旧対照表で説明いたしますので91ページをごらん願います。右側が現行、左側のアンダーラインを引いた部分が改正カ所になります。91ページと92ページが流水占用料、記載のとおり単価が上がる部分が5カ所、変更なしの同額が1カ所となっております。次に93ページから96ページが土地占用料になります。記載のとおり単価が上がる部分が9カ所、下がる部分が10カ所、変更なしの同額が10カ所となっております。97ページと98ページが土石採取料その他の河川産出物採取料になります。表の中で番号8木杭、番号9粗朶、番号10帯梢、番号11芝草、番号12雑草を削り、番号13にその他を8に改正します。記載のとおり単価が上がる部分が7カ所、変更なしの同額が11カ所となっております。なお、附則において施行年月日を令和2年4月1日からしております。以上、ご説明申し上げましたのでご審議のほどよろしく願います。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第17、議案第13号平取町普通河川管理条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第18、議案第14号平取町給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

議案書99ページになります。議案第14号平取町給水条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。令和元年10月水道法が改正され、指定給水装置工事事業者が5年ごとの更新制に変更になったため、町条例において関係する部分を改正するものでございます。新旧対照表で説明いたしますので、101ページをごらん願います。右側が現行、左側が改正部分になります。第8条第1項中、()の次に、法第25条の3の2に規定する指定の更新を受けないことにより執行となったものを除くを加え、同条第5項及び6項中、4を6に改めるものでございます。なお附則において施行年月日を令和2年4月1日からしております。以上、説明申し上げますのでご審議のほどよろしく願います。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第18、議案第14号平取町給水条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第19、議案第15号平取町建設機械貸付条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

議案書102ページをごらん願います。議案第15号平取町建設機械貸付条例についてご説明申し上げます。昭和37年平取町条例第14号において設定した平取町土木建設機械貸付条例の全部を改正し、新たに平取町建設機械貸付条例を設定するものであります。全部改正の趣旨といたしましては制定から60年近く経過し、規定が現状に合わない部分があるため、その文言を整理するものでございます。第1条目的については、平取町が有する建設作業用車両及び除雪作業用車両を貸付する場合において必要な事項を定めることとしております。第2条建設機械の種類については現在、町が所有する機械の種類を記載しております。第3条から5号において貸付の条件、手続き、許可等について記載しております。第6条借受者の責務について記載しております。第7条の使用料については、ダンプトラックが1時間当たり6680円、ホイールローダーが1時間当たり1万1080円、グレーダーが1時間当たり8870円としております。これは稼働にかかる経費、オペレーター等の人件費、燃料代、機械の損料等積み上げて積算した額となっております。また支払い方法については、作業の実績に基づいて支払ってもらうことになっております。なお附則において公布の日から施行し令和2年4月1日から適用するとしております。以上、説明申し上げましたのでご審議のほどよろしく願います。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。3番四戸議員。

3番
四戸議員

3番四戸です。今の建設機械の貸し付けについて、課長より説明がございました。今から大分前ですが、町は直営で、要するに町道の維持向上を行うために町として、今言ったダンプトラックやホイールローダー、グレーダー、その他そういう機械類を持っていました。今は全部、委託業務で、指名業者に年間、維持工事をしてもらっておりますけども、今後、そういうどうしても町が機械を持たないとならないのか、そういう維持工事の入札者に対して、そういう機械類も含めた中で入札させるべきじゃないかなというふうに私は思ってるんですけども、その辺の考え方をまずこの条例を定める前に、いかがかなということを聞きたいと思います。

議長	建設水道課長。
建設水道課長	機械の所有の関係ですけども、基本的にその委託業者に委託する場合に機械は自前で用意するという趣旨の話かなと思うんですけども、現実的に除雪機械とかってというのは町が買えば補助を一部もらえて買うことができる部分もあるんですよ。それを自前で業者が用意するということになれば、車両も特殊機械になるんで、多分ほかの自治体を含めて自前で用意しているっていうのはないと思います。国・道も含めて、それぞれ委託をしているんですけども、機械は貸付けでうちと同じ仕組みになってると思います。以上です。
議長	よろしいですか。3番四戸議員。
3番四戸議員	今、国も道もということですけども、だめだとは言いませんけども当然、補助があるわけですけども、委託業者もその年によってはまだ変わってくる部分もあるだろうし、これ機械なんか故障した場合も、そういう国からの道からの支援というのは受けれるということで理解してよろしいですか。
議長	建設水道課長。
建設水道課長	国から補助もらえるのは、買う、購入の時だけでありまして、通常の故障とかに関しては自前というか町が負担するということで、あと委託の際、事故とかあった場合の町の保険をかけていますんで、町の保険の中で対応するというような仕組みになっております。
議長	よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。 （質疑なしの声） 質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論ありませんか。 （討論なしの声） 討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成者挙手） 挙手多数です。従って日程第19、議案第15号平取町建設機械貸付条例については原案のとおり可決しました。 日程第20、議案第16号町道の認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。
建設水道課長	議案書108ページをごらん願います。議案第16号町道の認定についてご説明申し上げます。今回新たに認定しようとする路線につきましては路線番号255番、芽生警報局線でございます。見取図でご説明申し上げますので次のペ

ージをごらん願います。場所につきましては、道道芽生貫気別線を豊糠方面に向かって芽生の中澤邸を過ぎた地点から分岐し、糠平川へ向かう延長253.1メートルの路線になります。起点につきましては芽生47番地6、終点は48番地13で総延長260.9メートル、実延長253.1メートル、重複延長7.8メートル、敷地幅員は7.2メートルでございます。この路線につきましては平取ダムの放流サイレン塔の設置場所となっており、その維持管理のために必要な路線になることから、今回新たに認定しようとするものでございます。以上、ご説明申し上げましたのでご審議のほどよろしく願います。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第20、議案第16号町道の認定については原案のとおり可決しました。

日程第21、議案第17号町道の変更認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

議案書110ページになります。議案第17号町道の変更認定についてご説明申し上げます。今回、変更認定しようとする路線につきましては、路線番号82番本町病院線、路線番号135番二風谷観光センター線、路線番号136番二風谷観光センター中央線、路線番号228番芽生すずらん線の4路線でございます。見取図でご説明申し上げますので次のページをごらん願います。本町病院線につきましては、道道平取門別線から分岐し旧町立病院を經由し、本町公園線に至る路線になります。起点及び終点については、地番上は変更ございませんが、終点部分が5路線が交わる変則交差点になっていることから、病院の建てかえを機に安全性を考慮し終点を平取町歯科診療所までに変更するものでございます。変更内容につきましては見取図に記載のとおりになります。次に二風谷観光センター線及び二風谷観光センター中央線につきましては二風谷コタンの整備が完了したことにより、変更するものでございます。変更内容につきましては見取図に記載のとおりでございます。芽生すずらん線につきましては、道道宿志別振内停車場線から分岐しすずらん会場を經由し国有林に至る路線になります。この路線につきましては平取ダムの補償工事として開発局が整備し、工事が完了したため今回変更認定するものでございます。変更内容につきましては見取図に記載のとおりでございます。以上、ご説明申し上げましたのでご審議のほどよろしく願います。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って日程第２１、議案第１７号町道の変更認定については原案のとおり可決しました。

日程第２２、議案第１８号町道の廃止についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

議案書１１４ページをごらん願います。議案第１８号町道の廃止についてご説明申し上げます。今回廃止しようとする路線につきましては、路線番号１２５番荷負長知内線、路線番号２１３番貫気別テレビ線、路線番号２１９番貫気別荷負沢線の３路線でございます。見取図でご説明申し上げますので次のページをごらん願います。荷負長知内線につきましては、国道２３７号線を振内方面に向かい通称オバケ坂を下った地点から分岐し、沙流川河川敷に至る路線になります。この路線は一般車両の利用がないことから今回配置するものでございます。次に貫気別テレビ線につきましては以前、貫気別地区のテレビ共聴施設があったことから町道に認定しておりましたが、現在は施設がなく利用することもないため廃道するものでございます。貫気別荷負沢線につきましては、道道平取静内線の丹野商店のスタンドの十字路を貫気別川向橋方面に向かい農道から分岐する路線になります。この路線につきましても一般車両の通行がほぼない状況にあることから今回廃止するものでございます。以上、ご説明申し上げましたのでご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って日程第２２、議案第１８号町道の廃止については原案のとおり決定可決しました。

日程第２３、議案第１９号令和元年度平取町一般会計補正予算第１２号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

議案第19号「令和元年度平取町一般会計補正予算(第12号)」につきまして、ご説明いたしますので、118ページをお開きください。令和元年度平取町一般会計補正予算(第12号)は次に定めるところによるものとします。第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ、1億4779万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、72億3751万8千円にしようとするものです。第2項で、歳入歳出予算の補正における款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものとしています。第2条の繰越明許費は、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第2表繰越明許費」によるものとするものです。また、第3条で、地方債の変更は、「第3表地方債補正」によるものとするものです。それでは、「歳入歳出事項別明細」の歳出からご説明いたしますので、133ページをお開きください。2款1項1目一般管理費7節賃金嘱託職員退職一時金2920万円の追加ですこれは、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、現行の平取町一般職定数外職員取扱規則が廃止され、令和2年4月から新たに会計年度任用職員制度が実施されることに伴い、現在在職している嘱託職員については、退職することとみなし、現行の定数外取り扱い規則の退職に伴う一時金の規定に該当する職員には、退職一時金を支給することとしたことから、対象者48名分の必要額について、決算見込みを加味して予算を補正するものです。充当する財源は、一般財源(普通交付税)となります。続いて下段3款2項2目児童措置費13節委託料2353万円の増額です。保育所等運営費として各施設の内訳は説明欄のとおりとなっています。これは、「常設保育所等」に係る運営費の算定基礎となる国の公定価格につきまして、令和元年度国家公務員の給与改定を主な内容とする単価の引き上げの改定が行われ、平成31年4月に遡って適用されることから、新たな単価で再計算を行い、当初予算に比べて不足する金額を増額補正するものです。なお、各施設により金額が異なるのは、途中入所者の有無や当初予算見込みに比べて、実際の入所者の数に変動があったことなどによるものです。財源内訳としては、国の負担金が対象額の概ね1/2の1841万7千円、道の負担金が概ね1/4の800万円で合計2641万7千円、その他財源が保育所利用者負担金843万3千円の減額については、10月からの保育料無償化に伴い減額し、一般財源は普通交付税などとしています。続きまして、134ページをご覧ください。5款2項2目林業振興費19節負担金、補助及び交付金森林環境譲与税事業補助金1150万円の減額25節積立金1400万円全体で250万円の増額です。森林環境譲与税に係る事業につきましては、当初予算では譲与税が1250万円交付されると想定し間伐促進・作業路修繕のための事業補助金1150万円と需用費の消耗品費に木育関係で100万円を予算計上していましたが、当初予定していた事業補助について森林組合を通じて要望の取りまとめを行いましたが、今年度は要望がなく、全額減額することといたしました。森林環境譲与税につきましては、当初は1250万円を歳入で予定をしていまし

たが、6月交付が670万円ほど交付され、この3月にも交付されますが、トータル1500万円と想定し、執行予定の需用費の100万円の残1400万円については次年度以降の事業に充当することとし、平取町森林環境譲与税基金へ積み立てるものです。差引、林業振興費250万円の増額補正となっています。次に135ページをお開きください。6款1項1目商工総務費全体で1500万円の増額です。これは、ふるさと納税額が予算額より増額となったこと、昨年の6月から新たなふるさと納税指定制度が始まり、経費基準が変更になったことに伴う予算の補正となっています。基本的には寄付に対して返礼品が30%以内、募集に要した経費と合わせて50%が上限となっています。9節の旅費44万円の減額で内訳としては費用弁償17万6千円、普通旅費26万4千円それぞれPR用の募集に要した経費となることから、経費を見直し旅費を減額し11節需用費の消耗品費1237万2千円の減額につきましては、返礼品代と送料等の募集経費見直しとふるさと納税委託運営サイトの、「ふるさとチョイス」の寄附取扱額の減による3477万2千円の減額、もうひとつのサイト「さとふる」については、取扱額の増額による2240万1千円の増額によるものと印刷製本費1万円を減額し13節委託料344万5千円の減額につきましては、募集に要した経費となることからふるさと納税PR用Web広告配信業務委託料1100万円減額、ふるさと納税運営サイト「さとふる」の寄付額の増額によりシステム納税システム利用委託料774万7千円の増額、前年度より件数の減により配達伝票作成や寄付受領書発行サービスなどの返礼品出荷サービス業務委託料が19万2千円の減額となっています。14節使用料及び賃借料128万9千円の減額につきましては、ふるさと納税運営サイト「ふるさとチョイス」の取扱額の減額によりふるさと納税システム利用料が391万3千円減額、ふるさと納税のクレジット決済のインターネット公金支払い利用料は寄付額が増額となっていることから322万4千円増額、募集経費見直しによるふるさと納税PRのためのイベント会場設備使用料60万円の減額25節積立金ふるさと応援基金として3255万6千円の増額で今年度の積立金総額を6761万3千円とするものです。財源の内訳としては、寄付金としています。次に136ページ上段です。6款1項2目商工振興費19節負担金補助及び交付金プレミアム付商品券発行事業補助金（事業費分）3312万5千円の減額です。これは、昨年の8月に予算の補正をいたしましたが、10月から実施された消費税引き上げが家計に与える影響を緩和すること、地域の消費を下支えするために、住民税非課税世帯、子育て世帯にプレミアム付商品券を発行する事業ですが、当初予定していた販売額よりも購入額が少なかったことから、減額補正とするものです。財源については、国庫補助金と販売見込み額の減額となっています。続きまして、下段7款2項3目橋梁維持費13節委託料橋梁長寿命化補修実施設計委託料408万6千円の増額です。これは、今年度計画をしておりまして、貫気別川向橋補修設計について、社会資本整備総合交付金の当初配当の関係で次年度に見送っていたところですが、今回、国

の経済対策として補正予算が決定されたことにより、国へ補正要望を行っていたところ、要望のとおり配当されたこと、また、モイワ橋については、河川の影響により橋脚の洗堀が著しいことから、早急に補修工事を行わなければならないことから、貫気別川向橋同様要望をしていましたが、配当されたので今回、必要な予算を補正し貫気別川向橋、モイワ橋の補修設計を実施することといたしました。補正額としては、当初予算額2500万円に対し、執行残が1591万4千円あることから不足する予算408万6千円を補正するものです。なお、本事業につきましては、令和元年度末までに完了する見込みがないことから、後程説明しますが、令和2年度に繰り越そうとするものです。財源内訳としては、国・道については、社会資本整備総合交付金、地方債は公共事業等債、その他財源については、当初予算では基金を充当していたことから、基金繰り入れを減額するものです。次に、137ページをお開きください上段9款2項2目教育振興費15節工事請負費3810万円の追加です。内容としては校内通信ネットワーク整備工事を小学校5校で実施するものです。これは、文科省が進めるGIGAスクール構想に基づき実施するもので、今回の補正では、高速大容量の通信ネットワーク環境の整備を実施するための校内LAN整備と子供たち一人ひとりにタブレット端末を利用させることから、各教室にWIFIの整備を実施することとなります。財源内訳としては、国からの補助金が事業費に対して1/2と地方債は補正予算債、残りは一般財源となっています。なお、補正予算債は元利償還額の60%が交付税の基準財政需要額に算入されることになっています。9款3項2目教育振興費15節工事請負費1670万円の追加です。内容としては小学校費と同様で校内通信ネットワーク整備工事を中学校2校で実施するものです。事業の内容、財源の内訳は小学校費と同様となっています。次に138ページをご覧ください。12款1項1目国民健康保険病院特別会計繰出金28節繰出し金5180万円を増額です。これは、令和元年度「国民健康保険病院特別会計」の決算見込により資金不足が発生する見込みで、その解消分として4500万円、総務費の一般管理費でも説明しましたが、病院会計職員の嘱託職員10名分の退職一時金680万円併せて5180万円となっています。財源としては、その他は財政調整金を充当し、残りは普通交付税等の一般財源としています。次に、「歳入」につきましてご説明しますので、125ページをお開きください。上段2款3項1目森林環境譲与税森林環境譲与税250万円の増額です。これは、歳出134ページで説明いたしましたが、6月の交付を受けて、この3月にも交付されることから、総額1500万円を想定し、予算を増額するものです。次に下段9款1項1目地方特例交付金121万1千円の増額です。これは、当初予算計上よりも増額となっていることから、増額することとし総額231万1千円にするものです。次に126ページをご覧ください。上段10款1項1目地方交付税1節地方交付税5219万5千円の増額です。これは、既定予算に比べて「地方交付税交付金」のうち「普通交付税」が増額する見込みであることから、これを本補正予算の

財源に充てるものとしています。次に下段１３款１項１目民生費負担金１節児童福祉費負担金８４３万３千円の減額です。これは、歳出の１３３ページの下段で説明いたしました「保育所等運営費」に関連して、当初予算では１０月からの保育料無償化を想定しない保育所の保護者負担を歳入予算で計上していましたが、１０月から無償化となったことから、その保護者負担を減額するものです。次に１２７ページをお開きください。上段１５款１項１目民生費国庫負担金児童福祉費負担金１８４１万７千円の増額です。これは、歳出１３３ページの下段で説明をいたしました「常設保育所等」に係る運営費の算定基礎となる国の公定価格改定などにより「子どものための教育・保育給付費負担金」として、国から町に交付される負担金が増額するものです。次に下段１５款２項４目土木費国庫補助金１節道路橋梁費補助金２６７万４千円社会資本整備総合交付金の橋梁長寿命化橋梁補修事業の増額です。これは、歳出の１３６ページ下段で説明をいたしました、国の経済対策として補正予算が決定されたことによる橋梁補修設計事業に対する補助金となっております。１２８ページをご覧ください。上段１５款２項５目教育費国庫補助金２節小学校補助金公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金１９０５万円３節中学校補助金公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金８３５万円の追加です。これは、歳出の１３７ページで説明をいたしました、文科省が進めるＧＩＧＡスクール構想に基づき実施する校内ＬＡＮ整備に対する国の補助金となっており、それぞれ事業費の１／２を見込んでいます。次に下段１５款２項６目商工費補助金商工費補助金プレミアム付き商品券事業費補助金６６２万５千円の減額です。これは、歳出の１３６ページの上段で説明をいたしました、消費税引き上げに伴う影響緩和のための事業ですが、実績減による減額補正となっております。１２９ページをお開きください。１６款１項１目民生費道負担金２節児童福祉費負担金８００万円の増額です。これは、国庫負担金同様、「常設保育所等」に係る運営費の算定基礎となる国の公定価格改定などにより「子どものための教育・保育給付費負担金」として、北海道から町に交付される負担金が増額したものです。次に下段１８款１項１目寄附金寄附金１５００万円の増額です。これは、歳出の１３５ページで説明をいたしました、ふるさと納税指定制度につきまして、ふるさと納税額が予算額より増額となったことから増額するものです。次に１３０ページをご覧ください。上段１９款１項１目平取町財政調整基金繰入金１節平取町財政調整基金繰入金３０４４万円の増額です。これは、歳出１３８ページで説明をした国民健康保険病院の繰出し金が増額することにより、当初予算で平取町財政調整基金を充当していたことから、その充当額を増額するものです。続きまして、下段１９款１項２目沙流川ダム地域振興基金繰入金１節沙流川ダム地域振興基金繰入金５４８万８千円の減額です。これは、歳出１３６ページの下段で説明をした、橋梁長寿命化補修実施設計委託事業について、補助金、地方債の公共事業等債を充当したことにより、基金の繰入が減額となったことによるもので、当初予算において、沙流川ダム地域振

興基金を充当していたことから、その充当額を減額するものです。１３１ページをお開きください。上段２０款１項１目繰越金繰越金２８０万円の増額です。今回の補正に関して国・道補助金、地方債、地方交付税、基金繰入金の財源を充当し不足となる財源を平成３０年度の繰越金から求めようとするものです。続きまして、下段２１款５項１目雑入雑入２６５０万円の減額です。これは、歳出の１３６ページの上段で説明をいたしました、消費税引き上げに伴う影響緩和のためのプレミアム付商品券購入事業について、実績減による減額補正するものです。１３２ページをご覧ください。上段２２款１項６目土木債１節道路橋梁債橋梁長寿命化事業６９０万円の増額です。これは、歳出１３６ページの下段で説明をいたしました、橋梁長寿命化補修実施設計委託事業について、公共事業等債６９０万円を充当したことによる増額です。続きまして下段２２款１項８目教育債１節教育債校内通信ネットワーク整備事業２７３０万円の追加です。これは、歳出１３７ページで説明をいたしました小中学校における校内通信ネットワーク整備事業に対して、地方債（補正予算債）を充当するものです。歳入歳出事項別明細書につきましては、以上です。次に、１２１ページ第２表繰越明許費をご覧ください。今回の補正予算の中にも該当事業があり歳出で説明をしましたが、令和元年度の年度末までに執行できない事業があることから、これを令和２年度に繰り越そうとするものです。一つは１０月の補正をいたしました、３款１項「精神文化拠点施設整備事業」１２００万円、次に１２月に補正をいたしました、３款１項「ケアハウスしずか改修事業」２３００万円今回の補正をいたしました、７款２項「橋梁長寿命化事業」２０００万円、９款２項「校内通信ネットワーク整備事業」３８１０万円、９款３項「校内通信ネットワーク整備事業」１６７０万円となっています。次に１２２ページ「第３表地方債補正」をご覧ください。第３表「地方債補正」は、起債の目的、補正前の限度額と補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を、それぞれ明示したものとなっています。先程、歳出の１２７、１２８ページご説明したとおり、本補正予算における起債の目的は、一つ目は「橋梁長寿命化事業」で、限度額を補正前の１５７０万円から、６９０万円増額し補正後は２２６０万円とし、二つ目は「校内通信ネットワーク整備事業」で、限度額を２７３０万円に定めようとするもので、限度額総額を８億１０６０万円とするものです。次に、１３９ページの「地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」をご覧ください。前前年度の平成２９年度末現在高、前年度の３０年度末の現在高見込額、並びに当該年度・令和元年度末の現在高見込みにつきましては、それぞれ記載のとおりです。以上、議案第１９号「平取町一般会計補正予算（第１２号）」について、ご説明申し上げましたので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。４番中川議員。

4 番 中川議長	4 番中川です。137 ページの歳出でございますけども、9 款 2 項 2 目 15 節の工事請負費なんですけども、これ通信費ということでタブレットを入れるということで、この通信の整備が必要だということなんですけども、平成 26 年にタブレット確かひとクラス分ぐらいは入れているはずだと思っていましたけども、そのときに通信がこの時可能なのかなと思ったんですけども、今回の具体的な工事についてもう少し詳しく説明いただけたらと思います。
議長	生涯学習課長。
生涯学習 課長	それではただいまのご質問にお答えしたいと思います。確かに、現在、各小中学校に W i - F i 入ってるんですけども、容量が余り大きくなくて、全部全員がそれにぶら下がるっていうか通信をしようとした場合、通信障害っていうか、なかなかスピードが出ないというようなこともありまして、今の国の方で考えているのは子どもたち 1 人に 1 台のパソコンを与えて、それで I C T 教育っていうか、情報教育を進めていこうというようなことで今後、整備をするに当たって全員が通信をしたときに問題なく通信のできるような大容量の高速ネットワークを整備するということで、基本的には校舎に引っ張ってくるには 10 ギガっていうような相当、大きい容量で、校内については 1 ギガ以上という様なことになっておりますので、現在の要領ではちょっと対応できないということで今回こういう各校に、通信ネットワークの整備をするということにしております。以上です。
議長	4 番中川議員。
4 番 中川議長	わかりました。であれば今後、今回は補正ということなんですけども、今後はもうタブレットを全員の分を残し今、1 クラス分もうあるということなんですけども、残りの分は揃えるということだと思っておりますよね。それと同時にあの中学校であれば、今パソコン教室とかってありましたよね。ああいうところはもう利用しないということなんでしょうか。
議長	生涯学習課長。
生涯学習 課長	基本的には学習の方法によって使うということで、パソコンについては 1 人 1 台使えますので、今まではパソコン教室かそこに置いてあったんですけども、今度は来年度以降、1 人 1 台ということで与えるような整備をしていく予定をしておりますので、パソコン自体はそこに必要になってくるかどうかっていうのは現場と学校の現場と協議しなきゃいけませんけれども、通信ネットワークについては、そのやる事業をどこでするかによって必要になってくる可能性もありますので、その辺は学校と協議しながら進めていくような形になってい

きます。

議長

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

これで質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第23、議案第19号令和元年度平取町一般会計補正予算第12号は原案のとおり可決しました。休憩いたします。1時再開いたします。

(休憩 午前11時51分)

(再開 午後1時00分)

議長

それでは再開いたします。

日程第24、議案第20号令和元年度平取町介護保険特別会計補正予算第2号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉
課長

議案第20号令和元年度平取町介護保険特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げますので、議案の140ページをお開きください。令和元年度平取町介護保険特別会計補正予算第2号は次に定めるところによるものとします。第1条歳入歳出の予算の補正であります。歳入歳出にそれぞれ775万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億1763万3千円にしようとするものです。第2項で歳入歳出予算の補正における款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるものとしております。それでは歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、144ページをお開きください。4款1項1目介護給付費基金積立金ですが、24節積立金を25節に訂正願います。金額は775万5千円の増額です。これは令和元年第8回町議会定例会において、議案第7号令和元年度平取町介護保険特別会計補正予算第1号における補正財源の一部を平成30年度の繰越金に求めていたものでありまして、今回、その残分を精算し基金積立金に積み立てるものであります。次に歳入についてご説明いたしますので143ページをお開きください。8款1項1目繰越金1節繰越金775万5千円を増額して、平成30年度の繰越金を基金積立金の財源に充当するものであります。以上、議案第20号平取町介護保険特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第24、議案第20号令和元年度平取町介護保険特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決しました。

日程第25、議案第21号令和元年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第2号を議題とします。提案理由の説明を求めます。病院事務長。

病院事務
長

145ページ、議案第21号令和元年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第2号を説明いたします。第1条令和元年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第2号を次に定めようとするものでございます。第2条令和元年度平取町国民健康保険病院特別会計予算、以下予算という、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。収入、第1款病院事業収益、既定予定額8億5819万1千円、補正予定額5180万円の増額で、計9億999万1千円となります。第2項医業外収益の補正となり、既定予定額4億704万円、補正予定額5180万円の増額で4億5884万円となります。支出、第1款病院事業費用、既定予定額1億3661万円6千円、補正予定額680万円、計1億4341万6千円となります。第1項医業費用、既定予定額7億8412万2千円、補正予定額680万円、計7億9092万2千円となります。第3条予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のように改めるものでございます。職員給与費、既定予定額4億7643万5千円、補正予定額680万円、計4億8323分5千円となります。次のページをお開き願います。令和元年度平取町国民健康保険病院特別会計予算実施計画変更でございます。補正予定額は記載のとおりでありますので、説明は次のページからの説明書により説明いたしますので省略させていただきます。次のページをお開き願います。収益的収入の1款病院事業収益2項医業外収益2目他会計負担金でございます。一般会計からの繰入金5180万円を追加補正するものでございます。令和元年度の決算見込みにより4500万円ほどの資金不足が発生すると見込んでおります。そうなりますと資金不足比率が14%程度になる見込みなので、この資金不足比率が10%を超えますと企業債の発行は協議制から許可制になり、貸付が制限される見込みとなります。令和2年度も引き続き、病院医師住宅建設事業の起債の発行を予定していますので、企業債の発行をスムーズに進めるため資金不足を解消することを目的に、繰入れを予定するものでございます。さらに次年度からの地方公務員法の改正に伴い、会計年度任用職員制度への移行

により、現在、嘱託職員として雇用している方々の退職一時金を支給するための財源として繰入をさせていただきますので、資金不足解消分4500万円と退職一時金分680万円の計5180万円を補正するものでございます。次に収益的支出の1款病院事業1項医業費用1目給与費でございます。5節退職給与金680万円を追加するものでございます。収入のところで説明させていただきました嘱託職員の退職一時金を予算措置するものでございます。次のページにあります給与費明細書の説明は省略させていただきます。以上、病院会計補正予算第2号の説明とさせていただきますのでご審議をお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第25、議案第21号令和元年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決しました。

日程第26、報告第1号、

日程第27、報告第2号、

日程第28、報告第3号

以上3件を一括して議題といたします。常任委員会委員長からの陳情審査報告についてはお手元の議案のとおりであります。これからこのことについて質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。日程第26、報告第1号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第26、報告第1号については報告のとおり採択と決定しました。日程第27、報告第2号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第27、報告第2号については報告のとおり採択と決定しました。日程第28、報告第3号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は

挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第28、報告第3号については報告どおり採択と決定しました。

日程第29令和2年度町政及び教育行政執行方針の説明に入りたいと思います。まず町政執行方針の説明を求めます。町長。

町長

(町政執行方針について説明)

議長

次に教育行政執行方針の説明を求めます。教育長。

教育長

(教育行政執行方針について説明)

議長

以上で令和2年度町政及び教育行政執行方針の説明を終了いたします。

日程第30、議案第22号令和2年度平取町一般会計予算、

日程第31、議案第23号令和2年度平取町国民健康保険特別会計予算、

日程第32、議案第24号令和2年度平取町後期高齢者医療特別会計予算

日程第33、議案第25号令和2年度平取町介護保険特別会計予算、

日程第34、議案第26号令和2年度平取町簡易水道特別会計予算、

日程第35、議案第27号令和2年度平取町国民健康保険病院特別会計予算、

以上、議案6件を一括して議題とします。それでは令和2年度各会計予算の概要並びに一般会計予算について提案説明を求めます。

総務課長

それでは議案第22号令和2年度平取町一般会計予算について説明いたしますので、令和2年度平取町各会計予算書の1ページをお開き願いたいと思います。議案第22号令和2年度平取町一般会計予算、令和2年度平取町一般会計予算は次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算ですが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ69億9500万と定めるものであります。第2項について、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるとするものでございます。第2条地方自治法の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表の債務負担行為によるものとするものであります。第3条町債については、地方自治法の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、第3表地方債によるとするものであります。第4条地方自治法の規定により、一時借入金の最高額は10億円と定めるものです。それでは歳入歳出の事項別明細書につきましては、後ほど提出をいたします資料をお読み取りいただければと思います。続きまして7ページをお開き願います。第2表債務負担行為です。地方自治法の規定により債務を負担することができる事項、期間、限度を定めるものです。まず中小企業特別融資利子補給金ですが、期間を令和10年度、限度額は306万円としています。

町内中小企業への新規貸付金を２０００万円、利率３．１％とし、中小企業経営改善融資利子補給金は、主に設備等の整備のための資金で融資額６００万円、利率３．３％とし、積算し、９年度までの８年間で限度額を８７万９千円としております。続きまして第３表地方債についてご説明いたしますので８ページをお開き願います。第３表地方債については説明いたします。第３表の地方債については、地方自治法の第２３０条第１項、第２項により地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は予算で定めなければならないことになっております。令和２年度は１番下の臨時財政対策債を除く、ここに記載の３９の事業に充当を予定をしております。起債の区分としては２１６ページの地方債の現在高の調書に示しておりますが、過疎債が６億６５８０万円、一般単独債が７９２０万円、公営住宅債が７１０万円と、臨時財政対策債１億円となっております。総額８億５２１０万円とするものです。以上、令和２年度一般会計予算について説明をいたしましたのでご審議のほどよろしく願います。

議長

次に国民健康保険特別会計予算及び後期高齢者医療特別会計予算について提案説明を求めます。町民課長。

町民課長

それでは議案第２３号令和２年度平取町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。国保の１ページ、ごらんください。令和２年度平取町国民健康保険特別会計予算、第１条は歳入歳出予算の総額をそれぞれ７億９１７０万円に定めようとするものでございます。第２条は一時借入金の最高額を５０００万円にしようとするものでございます。なお事項別明細書の歳出については、後ほど配布する資料をごらんいただきたいと思います。続きまして議案第２４号令和２年度平取町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。予算書の後期１ページをごらんください。歳入歳出予算の総額をそれぞれ８５６０万円にしようとするものでございます。なお、これも事項別明細書については後ほど配布する資料をごらんください。以上で平取町国民健康保険特別会計予算について及び後期高齢者医療特別会計の予算の説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしく願います。

議長

続きまして介護保険特別会計予算の提案説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長

それでは令和２年度平取町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げますので、介護保険特別会計予算１ページをお開きください。第１条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ４億８９３０万円に定めようとするもので、第２項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表歳入歳出予算によるものとしております。第２条一時借入金は地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の最高額は５０００万円と定めるものであります。

す。第3条歳出予算の流用については地方自治法第222条第2項のただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費を流用することができる旨を記載のとおり規定しております。なお事項別明細書につきましては、後ほど配布する資料にてごらんいただきたいと思います。以上、平取町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしく願います。

議長

次に簡易水道特別会計予算について提案説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

議案第26号では2年度平取町簡易水道特別会計についてご説明申し上げます。水道会計の1ページをごらん願います。第1条歳入歳出予算であります。歳入歳出の予算の総額をそれぞれ2億9360万円とするものであります。第2項において歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算によることとしております。第2条において地方自治法の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、第2表地方債によることとしております。第3条において一時借入金の限度額を5000万円とするものであります。2ページ以降につきましては、別途お配りしている説明書にて目を通していただければと思っております。以上、説明終わりましたのでご審議のほどよろしく願います。最後に国民健康保険病院特別会計予算について提案説明を求めます。病院事務長。

病院事務
長

議案第27号令和2年度平取町国民健康保険病院特別会計予算についてご説明申し上げます。第1条令和2年度平取町国民健康保険病院特別会計の予算を次のように定めようとするものでございます。第2条は業務の予定量でございます。1. 業務量、(1) 本院の病床数は一般病床の42床となります。年間の患者数は入院が1万3140人、外来は2万4200人の患者数を予定しております。1日平均患者数は入院が36人を見込み、外来は100人を見込んでおります。次に(2) 振内診療所でございますが、年間外来患者数は2475人で1日平均25人を予定しております。訪問診療は年間患者数1164人、1日平均12人を予定しております。2. 主要な建設改良事業となります。事業は平取町国民健康保険病院医師住宅建設事業、事業費9000万円を予定しています。次に第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおりとするものでございます。収入の第1款病院事業収益が8億2753万円で、支出の第1款病院事業費用も8億2753万円となります。収入支出とも項の予定額は省略させていただきます。次のページをごらん願います。第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおりとするものでございます。この収入が支出に対して不足する420万4千円は留保資金で補てんする予算措置となっております。資本的収入の予定額を1億186万6千円とし、資本的支出の予定額を1億607万円としております。収入支出とも項の予定額は省略させていただきます。次に第5条の起債の借入限度額等を定めるものでございます。平取町国民健康

保険病院医師住宅建設事業として発行を予定しております。限度額は６９２０万円とし、借入条件等は記載のとおりでございます。次に第６条の一時借入金の限度額を５億円と定めるものでございます。第７条は議会の議決を得なければ流用することのできない経費となりますが、対象となる経費は職員給与費が４億９０９４万３千円とし、交際費が３０万円としております。次に、第８条は棚卸資産の購入限度額を７０００万円と定めるものでございます。以上が令和２年度平取町国民健康保険病院特別会計予算案となりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

以上で議案第２２号から議案第２７号までの令和２年度各会計予算の説明が終了しました。

お諮りいたします。

ただいま提案がありました令和２年度平取町各会計予算については、議会運営基準１１１先例１により議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って日程第３０議案第２２号から、日程第３５議案第２７号までの令和２年度平取町各会計予算については、予算審査特別委員会に付託し審査することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の正副委員長の選挙については、議長の指名推薦により行いたいと思いますがご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って予算審査特別委員会の正副委員長の選挙については議長が指名推薦することに決定しました。それでは指名いたします。予算審査特別委員会委員長には２番高山議員、副委員長には４番中川議員を指名します。以上のとおり指名推薦しますがご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って予算審査特別委員会委員長には高山議員、副委員長には中川議員と決定しました。以上で本日の日程は全部終了しましたので、これをもって散会したいと思います。なお本定例議会は、明日３日、明後日の４日は休会といたしまして、５日午前９時３０分から予算審査特別委員会を開催いたしますので、出席についてよろしくお願いしたいと思います。以上です。お疲れ様でございました。

（閉 会 午後２時１０分）